

不服申立て事案答申第 284 号

不服申立て事案諮問第 298 号、第 302 号、第 303 号、第 308 号、第 309 号、第 310 号、第 315 号、第 318 号、第 319 号、第 320 号、第 325 号、第 326 号、第 327 号及び第 328 号

件名：回答書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 6 月 5 日、同年 7 月 2 日、同年 8 月 9 日、同年 9 月 4 日、同月 17 日、同年 10 月 4 日、同月 30 日及び同年 11 月 21 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 6 月 18 日、同年 7 月 16 日、同年 8 月 22 日、同月 23 日、同年 9 月 18 日、同月 30 日、同年 10 月 18 日、同年 11 月 13 日及び同年 12 月 5 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 諒問第 298 号

ア 本件処分（298）の内容及び理由

(ア) 事実経過

ア 審査請求人と愛知県 A 警察署とのこれまでの経緯について

審査請求人は、平成 24 年に発生した同人の母親が被害者となった交通死亡事故（以下「本件交通死亡事故」という。）に対する愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）の対応への不満を発端に、これまで A 署に対して、「母親の交通死亡事故に関し、私が苦情・意見・要望・相談をした処理経過及び結果がわかる文書」という内容の自己情報開示請求を繰り返し行ってきた。

また、審査請求人は、平成 30 年 1 月 29 日に A 署に本件交通死亡事故に係る質問書（以下「質問書（298）」という。）を提出し、その質問の回答が記載された行政文書の開示を求める内容の自己情報開示請求を行っている。

審査請求人は、質問に対する回答を示した文書の開示を受け、質問の回答を示されているものの、開示した文書の特定に誤りがある、質問に対する回答に該当する部分そのものがない旨主張している。

b 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 6 月 5 日、審査請求人は A 署において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該開示請求書の請求内容は、

「私は、令和 6 年 6 月 4 日、A 市内路上において、A 署地域課職員と面談し、苦情を申し立てた。

- ① 苦情を申し立てた内容（以下「請求内容①（298）」という。）
- ② ①に対する決裁書（以下「請求内容②（298）」という。）
- ③ 苦情に対し、どのように対応し処理し私に伝えたのかわかる文書（以下「請求内容③（298）」という。）

（請求日現在 A 署で保管のもの）

である（以下「本件開示請求（298）」という。）。

c 開示請求に係る保有個人情報の特定

本件開示請求（298）で、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、審査請求人が令和 6 年 6 月 4 日に、愛知県 A 市内の路上で、A 署地域課の警察官（以下「地域課員」という。）に対して苦情を申し立てたとすることに関するものである。

処分庁は、本件開示請求（298）の請求内容からすると、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件取扱票（298）」といふ。）が、本件開示請求（298）の請求内容①（298）及び②（298）の対象となる保有個人情報であると判断し、本件取扱票（298）をその対象文書として特定した。

その一方で、本件開示請求（298）の請求内容③（298）の対象となる保有個人情報については作成されていなかった。

d 本件取扱票（298）について

本件取扱票（298）は、審査請求人が、令和 6 年 6 月 4 日、愛知県 A 市内の路上において、交通取締中の地域課員らに対し、

- ・ 20 年前の母親の死亡事故で警察は何もやらなかった。
- ・ 当時の事故時の対応を間違っているのだから、ちゃんと A 署は謝罪をせよ。（以下、この申出内容のことを「本件申出内容（298）」といふ。）

旨申し立てたことから、これに対し、地域課員は

- ・ 対応する立場に無いこと及び情報公開の担当係に連絡しておくこと。

を返答したとする内容である。

地域課員は、本件申出内容（298）を受けて本件取扱票（298）を作成した。

そして、本件取扱票（298）のA署長による決裁の過程において、本件申出内容（298）は、本件交通死亡事故に関するものであり、さらに、審査請求人には本件交通死亡事故に係る質問書（298）に対する回答が、既に示されていることから、本件申出内容（298）に対する回答は不要との判断がなされたものである。

そして、本件申出内容（298）については、A署長から「業務の参考とする。」と指揮を受けたものである。

よって、A署は、本件申出内容（298）について、審査請求人に回答しておらず、本件開示請求（298）の請求内容③（298）の対象となる保有個人情報を作成していない。

e 保有個人情報不開示決定

処分庁は、本件開示請求（298）の請求内容③（298）に該当する保有個人情報を保有していないことから、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(1) 本件処分（298）の理由

本件開示請求（298）の請求内容③（298）の対象となる保有個人情報については、前記(ア)のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（298）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、苦情を申し立てたのに、どのように対処し処理し、私に伝えたのかわかる文書が作成されていないのは不誠実であり、不合理である旨申し立て、対象文書は存在するはずであると主張している。

しかしながら、本件申出内容（298）についてはA署において、「業務の参考とする」との判断がなされており、本件申出内容（298）は本件取扱票（298）により、解決したものとして、その取扱いを完結している。

その理由としては、上述したとおり、本件申出内容（298）は本件交通

死亡事故に関するものであって、質問書（298）に対する回答も審査請求人に対して既に示されているからである。

よって、本件開示請求（298）の請求内容③（298）の対象文書については作成されていないことから、本件処分（298）は適正である。

（2） 質問第 302 号

ア 本件処分（302）の内容及び理由

（ア） 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 8 月 9 日、審査請求人は、愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）において、同人が令和 6 年 7 月 13 日付けで処分庁宛てに郵送して提出した再質問書に係る「回答書」等の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、「私は、令和 6 年 7 月 13 日 愛知県警察本部長あてに再質問書を提出しました。

- ① 私が提出した再質問書
- ② ①に対応するための決裁書
- ③ 回答書」

と記載されていた。

b 開示請求に係る保有個人情報の調査

質問第 302 号に係る開示請求の対象となり得る文書の探索を実施したところ、警察本部住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（302）」という。）が、令和 6 年 7 月 16 日に審査請求人からの再質問書が、警察本部に郵送で届いた際の対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人が発した再質問書の要旨としては、

「令和 6 年 3 月 18 日付けで貴職あてに質問書を提出しましたが、回答がありませんので、令和 6 年 8 月 9 日までに文書で回答して下さるようお願いします。

- 1 質問書に対して回答しない理由はなんですか。
- 2 なぜ愛知県警察本部長あてに質問しているのに、A 署へ引継ぐのですか。
- 3 装備課、施設課、警務課は、これまでどのように指導しているのですか。
- 4 名札の着用について
着用義務があっても、着用するのはケースバイケースです

か。

5 職場で勤務中にお菓子を食べることはいいことですか。

6 勤務時間を厳守しなくてもよいのですか。

7 説明責任について

説明する義務がなければ説明しなくてもよいのですか。」

等と記載されていた。

取扱票（302）には、所属長である住民サービス課長の指揮事項として、「装備課、施設課、警務課に情報提供し、A署警務課に引き継ぐこと。」と記載されていた。

そして、取扱票（302）への対応についてA署へ引継ぎ措置をとった上で、住民サービス課においては解決したものとされていたことから、当該再質問書に対する回答書は作成せず、情報提供された警察本部関係所属においても、回答書は作成されておらず、引継ぎを受けたA署においても、回答書を作成していないことから、③の請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（302）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（302）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（302）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「再質問書が存在していて、回答書が不存在なのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、当該再質問書を受理した住民サービス課や情報提供された警察本部関係所属、また、引継ぎを受けたA署においては、回答書を作成していない以上、対象文書は存在しないのであって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 質問第303号

ア 本件処分（303）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和6年7月2日、審査請求人は、警察本部警務部住民サービス課情報公開センターにおいて、同人が令和6年6月10日付けで警察本部交通規制課の警察官宛てに郵送して提出した質問書（以下「本件交通質問書」という。）に係る「回答書」等の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該開示請求書の請求内容は、

「私は、令和6年6月10日 愛知県警察本部交通規制課職員あてに質問書を郵送した。

そこで

- ① 私が提出した質問書（以下「請求内容①（303）」という。）
- ② 質問書に対応するための決裁書（以下「請求内容②（303）」という。）
- ③ 回答書（以下「請求内容③（303）」という。）
(請求日現在 県警本部交通規制課で保管するもの)

である（以下「本件開示請求（303）」という。）。

b 開示請求に係る保有個人情報の調査

処分庁は、本件開示請求（303）の対象となり得る文書の探索を実施したところ、警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件取扱票（303）」という。）が、本件交通質問書が交通規制課に郵送で届いた際の対応状況が記載された書類であると判明し、本件取扱票（303）の内容を確認した。

審査請求人が発した本件交通質問書の内容は、

- 「1 私の所有地に道路標識が長年侵入していたが、侵入していた場所はどこですか。（事実確認）
- 2 いつから侵入していましたか。
- 3 このような状況になっていたことに対して、どう感じていますか。（不適切だったのか。どのように反省しているのか等）
- 4 私有地に侵入しないよう、どのような対策をしていますか。（再発防止策）
- 5 道路標識の適正管理のため、どのような対策をしていますか。
- 6 交通関係事務引継書（令和6年3月26日引継）では文書上引継ぎされていますが、口頭ではどのような引継ぎがありました。

なお、令和 6 年 5 月 21 日 住民サービス課員の説明による
と、「文書だけでなく口頭で引継ぎされているはずのこと。」
である。

本件取扱票（303）には、所属長である交通規制課長の指揮事項として、「申出者に電話して質問書に対し回答を行うこと。」と記載されている。

さらに、同取扱票には、交通規制課長の指揮を受けた交通規制課課長補佐（以下「課長補佐」という。）が、審査請求人に電話をし、口頭で回答することを試みるも審査請求人に拒否された状況が記載されている。

そして、本件取扱票（303）は、審査請求人に対して電話で回答する旨と文書にて回答しない旨については説明したため解決したものとされている。

よって、本件交通質問書に対する回答書は作成されていないことから、本件開示請求（303）のうち請求内容③（303）の請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

c 本件交通質問書への対応について

本件交通質問書は、審査請求人名義のもので、課長補佐宛てに送付されたものである。

また、本件交通質問書には文書で回答を求めることが記載されている。

課長補佐は、本件取扱票（303）を作成し、同取扱票に本件交通質問書を添付し、同交通質問書への対応について、所属長である交通規制課長まで報告することとした。

そして、所属長である交通規制課長までの決裁過程において検討した結果、本件交通質問書への回答について法的義務はなく、文書による回答は不要と判断されたが、過去に、審査請求人所有の敷地内に道路標識の上部の部分が侵入していたことから、電話にて回答を行うこととした。

そして、「申出者に電話にて質問書に対し回答を行うこと。」との所属長の指揮を受け、交通規制課は審査請求人に対して電話で回答を行うこととした。

よって、交通規制課は、本件交通質問書に対する回答書を作成していない。

なお、交通規制課は、令和 6 年 6 月 25 日、本件交通質問書への回答のため、課長補佐が審査請求人に対して電話をしている。

d 本件処分（303）

処分庁は、本件開示請求（303）の請求内容③（303）の対象とな

る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、本件開示請求（303）の請求内容①（303）及び②（303）に對しては別に処分を決定し、通知している。

（1）本件処分（303）の理由

本件開示請求（303）の請求内容③の対象となる保有個人情報については、前記（ア）b 及び c のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（303）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「質問書が存在していて、回答書がないのは不合理があるので、開示を求める。」と主張している。

しかしながら、上述したとおり、本件交通質問書に対する回答書を作成していない以上、対象文書は存在しないのであって、本件処分（303）は適正であり、審査請求人の主張は失当である。

（4） 諮問第 308 号

ア 本件処分（308）の内容及び理由

（ア）事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 8 月 9 日、審査請求人は A 署において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は令和 6 年 8 月 2 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

① 私が伝えた内容

② ①に対する決裁文書

③ ①に対する回答書

（請求日現在 A 署で保管のもの）】

と記載されていた（以下「本件開示請求（308）」という。）。

b 本件開示請求（308）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（308）の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（308）」という。）が、令和 6 年 8 月 2 日における審査請求人への対応状況

が記載された書類であると判明したことから内容を確認した。

取扱票（308）には、審査請求人が、令和6年8月2日、80分間にわたり、A署において、A署警務課の警察官に対し、

- ・ 読めと言った600頁の資料を読んだか
- ・ 行政文書ファイル管理簿を正しく管理しないのは不適切ではないのか
- ・ 保有個人情報開示請求時、本人確認すべきものを、住民サービス係長は怠ったことは不適切でないか
- ・ A署の警察官が、過去の面接時繰り返しあくびをしたことは不適正でないか

等の苦情、意見、要望を申し立て、それに対する回答を求める内容が記載されていた。

審査請求人の求める回答書については、本件開示請求（308）の時点において、A署で保管する保有個人情報は存在しなかった。

c 本件処分（308）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（308）の理由

本件保有個人情報については、前記ア(ア)bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（308）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が不存在なのには不合理である」と主張している。

しかしながら、A署においては、前記ア(ア)bのとおり、開示請求の時点において、回答書は作成されておらず、不存在であることから審査請求人の主張は失当である。

(5) 質問第309号

ア 本件処分（309）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和6年8月9日、審査請求人はA署において、保有個人情報開

示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は令和6年8月7日A署において、住民サービス係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

- ① 私が伝えた内容
- ② ①に対する決裁文書
- ③ ①に対する回答書

(請求日現在A署で保管のもの)」

と記載されていた（以下「本件開示請求（309）」という。）。

b 本件開示請求（309）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（309）の保有個人情報について探索を実施したところ、A署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（309）」という。）が、令和6年8月7日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから内容を確認した。

取扱票（309）には、審査請求人が、令和6年8月7日、270分間にわたり、A署において、A署警務課の警察官に対し、

- ・ 郵送すると言っていた文書を手渡しされたが、それなら私にその連絡をするべきでないのか
- ・ 以前A署の警察官が間違った説明をしていたが、間違った説明を続けていいのか
- ・ 開示文書に付けてあった付箋を、A署員が外したのは不適切ではないか
- ・ 母の事故の件で、押収品目録がすぐに交付されなかつたことは不適切ではないのか

等の苦情、意見、要望を申し立て、それに対する回答を求める内容が記載されていた。

審査請求人の求める回答書については、本件開示請求（309）の時点において、A署で保管する保有個人情報は存在しなかった。

c 本件処分（309）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（309）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないと

きを含む」と規定されている。

よって、本件処分(309)は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が不存在のは不合理である」と主張している。

しかしながら、A署においては、前記ア(ア)bのとおり、開示請求の時点において、回答書は作成されておらず、不存在であることから審査請求人の主張は失当である。

(6) 請問第310号

ア 本件処分(310)の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和6年8月9日、審査請求人は、警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、「私は、令和6年7月2日愛知県警察本住民サービス課長あてに質問書を提出しました。そこで

- ① 私が提出した質問書
- ② 回答書
- ③ ①に対しどのように対応するか決めた文書（決裁書を含む）」

と記載されていた（以下「本件開示請求(310)」という。）。

b 本件開示請求(310)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(310)の対象となり得る文書の探索を実施したところ、警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票(310)」という。）が、令和6年7月2日に審査請求人から質問書が提出された際の対応状況が記載された書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人が提出した質問書の要旨としては、審査請求人が行った行政文書開示請求に関し、

- ・ 「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」はどこまでの記載をすればよいのか。
- ・ 行政文書ファイル管理簿に登録されていたので、文書を特定できると思料するが、なぜ特定できないのか。
- ・ 行政文書の量として「6枚と4枚」と警察側は特定しているのになぜ特定できないのか。

- ・なぜ再度の補正通知（令和6年5月1日付け）を発出したのか。を質問するものであった。

そして、取扱票（310）には、質問書を受領した住民サービス課の職員が、上記質問内容に口頭で回答した状況及び文書での回答は行わないこととする旨が記載され、所属長である住民サービス課長まで報告の上、解決済みとされている。

よって、質問書に対する回答書は作成されていないことから、②の請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（310）

処分庁は、本件開示請求（310）に係る保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と③の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（310）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（310）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「質問書が存在していて、回答書が不存在なのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、住民サービス課においては質問書に対する回答書は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(7) 質問第315号

ア 本件処分（315）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和6年9月4日、審査請求人はA署において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は、令和6年8月21日、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

① 私が伝えた内容

- ② ①に対する決裁書
 - ③ ①に対する回答書
- (請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた（以下「本件開示請求（315）」という。）。

b 開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（315）の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する発着信通話の音声データ（通話開始日時（審査請求者人発信分）令和 6 年 8 月 21 日午後 3 時 54 分 13 秒、通話開始日時（審査請求者人着信分）令和 6 年 8 月 21 日午後 3 時 28 分 17 秒における A 署で記録された審査請求者の発着信通話に係る音声）が、令和 6 年 8 月 21 日における審査請求人への対応状況の記録であると判明したことから内容を確認した。

通話内容は、A 署の警察官が、令和 6 年 8 月 21 日午後 3 時 28 分ころ、審査請求人に対し、行政文書の開示日程に関する連絡をするために電話をかけた際に、審査請求人が過去の苦情申立てに関して発言をしているものであり、これに対し A 署の警察官は、回答済みであり、回答はしない旨発言しているものであった。

そして、この通話内容に関する文書として保有個人情報を作成、取得することはなかったことを確認した。

よって、上記②及び③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（315）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（315）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（315）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「私が苦情・意見・要望を伝えた内容は開示されたのに、決裁書が不存在、回答書が不存在であることは不合理である」旨主張している。

しかしながら、A 署においては、決裁書及び回答書が作成されていないことは明らかであり、審査請求人の主張は失当である。

(8) 諒問第 318 号

ア 本件処分（318）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 9 月 17 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、「私は、令和 6 年 8 月 26 日、住民サービス係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。」

- ① 私が伝えた内容
- ② ①に対する決裁書
- ③ 回答書

（請求日現在 A 署で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求（318）」という。）。

b 本件開示請求（318）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（318）の保有個人情報について探索したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（318）」という。）が、令和 6 年 8 月 26 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから内容を確認した。

取扱票（318）には、審査請求人が、令和 6 年 8 月 26 日、305 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 令和 5 年 7 月頃、A 署の警察官は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書を受け取っていないにも関わらず、保有個人情報を開示した。
- ・ 平成 25 年 8 月に不適切な項目は 10 個あると言った 600 ページの文書を読んでおいて。

等の苦情、意見、要望を申し立てた内容が記載されていた。

また、取扱票（318）には、受理時の措置として、審査請求人の申立てについては要望として把握し、要望に対応するかは約束しない旨回答したと記載された上、所属長である A 署長まで報告され、解決とされている。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（318）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第

2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（318）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていなかったため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（318）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が存在なのではなく不合理である」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、回答書は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(9) 質問第 319 号

ア 本件処分（319）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 9 月 17 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は、令和 6 年 9 月 4 日、警務課長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

① 私が伝えた内容

② ①に対する決裁書

③ 回答書

（請求日現在 A 署で保管のもの）」

と記載されていた（以下「本件開示請求（319）」という。）。

b 本件開示請求（319）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（319）の保有個人情報について探索したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（319）」という。）が、令和 6 年 9 月 4 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから内容を確認した。

取扱票（319）には、審査請求人が、令和 6 年 9 月 4 日、456 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 本年 3 月頃、情報開示手続きについて A 署の警察官の取扱いに不適切な点があった
- ・ A 署は、苦情の申し立てについて、きちんと回答しない
- ・ 苦情の件は情報公開請求する

等の苦情、意見、要望を申し立てた内容が記載されていた。

また、取扱票（319）には、審査請求人が行政文書の開示と苦情の申立てのため A 署に訪れていたが、苦情の申立てについて詳細な聴取が終わっていないのに、「もう話した」と言って立ち去った旨記載された上、所属長である A 署長まで報告され、解決とされている。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（319）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（319）の理由

本件保有個人情報については、前記（ア）b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（319）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が不存在なのには不合理である」旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、回答書は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(10) 諮問第 320 号

ア 本件処分（320）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 9 月 17 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は、令和 6 年 9 月 4 日、警務係長に対し、苦情・意見・要望

を伝えた。

- ① 私が伝えた内容
- ② ①に対する決裁書
- ③ 回答書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた（以下「本件開示請求（320）」という。）。

b 本件開示請求（320）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（320）の保有個人情報について探索したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（320）」という。）が、令和 6 年 9 月 4 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから内容を確認した。

取扱票（320）には、審査請求人が、令和 6 年 9 月 4 日、4 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ A 署住民サービス係長は、路線価について確認をしたか、あの単価はおかしい
- ・ 開示を受けた A 署の自動販売機の設置業者を選定するための入札に関する文書に記載された土地単価の金額に誤りがある
- ・ 土地単価の計算について税務署に確認した上、その結果を審査請求人に伝えること

等の苦情、意見、要望を申し立てた内容が記載されていた。

また、取扱票（320）には、受理時の措置として、審査請求人に対して、回答をしないこと、意見として記録化することを伝えた旨記載された上、所属長である A 署長まで報告され、解決とされている。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（320）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（320）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（320）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が不存在なのは不合理である」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、回答書は作成されておらず、存在しないことから審査請求人の主張は失当である。

(11) 質問第 325 号

ア 本件処分（325）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 10 月 4 日、審査請求人は A 署において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書（325）」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求書（325）の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、「私は、令和 6 年 9 月 20 日住民サービス係長に対し苦情・意見・要望を伝えた。

- ① 私が伝えた内容 警察安全相談等・苦情取扱票
- ② ①に対する決裁書
- ③ 回答書

（請求日現在 A 署で管理するもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求（325）」という。）。

b 本件開示請求（325）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（325）の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（325）」という。）が、令和 6 年 9 月 20 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

取扱票（325）には、審査請求人が、令和 6 年 9 月 20 日午前 9 時 57 分から 277 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、審査請求人の母親に係る交通死亡事故への対応等に対する苦情、意見、要望が記載（以下「本件申出内容（325）」という。）されていた。

そして、本件申出内容（325）は、過去にも取扱いがあり、既に対応済みであったことから、取扱票（325）の決裁過程において、所屬長である A 署長は、本件申出内容（325）に対する回答については不要であると判断し、解決として、その取扱いを完結している。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（325）

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（325）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)b のとおり、作成されていないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（325）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えたのに、回答書が存在しないのは不合理である」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件申出内容（325）はこれまでにも審査請求人が A 署に対し申し立ててきた苦情、意見、要望と同旨であり、既に対応済みであったことから、A 署長の指揮のもと、回答書は作成しないことで解決し、その取扱いを完結している。

よって、A 署においては、③の請求に係る回答書は作成されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(12) 諒問第 326 号

ア 本件処分（326）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 10 月 30 日、審査請求人は A 署において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書（326）」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求書（326）の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、「私は令和 6 年 10 月 28 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

- ① 私が伝えた内容
- ② ①に対する決裁書
- ③ ①に対する回答書

（請求日現在 A 署で保管のもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求（326）」という。）。

b 本件開示請求（326）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（326）の保有個人情報について探索を実施したところ、A署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（326）」という。）が、令和6年10月28日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

取扱票（326）には、審査請求人が、令和6年10月28日、12分間、A署において、A署警務課の警察官に対し、

- ・これまで及び本日開示を受けた5件の警察安全相談等・苦情取扱票の所属長指揮事項に「適切に対応すること」とあるのに、何も対応しない。
- ・保有個人情報開示請求に当たって、本人確認の書類をコピーをとったりとならかたり、毎回のように異なるのは手続き上不適切である。

等の苦情、意見、要望を申し立てた内容が記載（以下「本件申出内容（326）」という。）されていた。

また、取扱票（326）の決裁過程において、所属長であるA署長は、本件申出内容（326）に対する回答については不要であるが、

今後申出者に対応する際の参考とすることとしたA署員への指揮をもって解決とした上で、その取扱いを完結している。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（326）

処分庁は、本件開示請求（326）に係る保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（326）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（326）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えた文書が存在していて、回答

書が不存在なのは不合理である」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署長の指揮のもと、回答書は作成しないことで解決し、その取扱いを完結している。

よって、A 署においては、③の請求に係る回答書は作成されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(13) 諒問第 327 号

ア 本件処分（327）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 11 月 21 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

この保有個人情報開示請求における開示請求をする保有個人情報の内容は、

「私は令和 6 年 10 月 30 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

- ① 私が伝えた内容
 - ② ①に対する決裁書
 - ③ ①に対する回答書
- （請求日現在 A 署で保管のもの）」

である（以下、この保有個人情報開示請求を「本件開示請求（327）」という。）。

b 本件開示請求（327）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（327）に係る保有個人情報について探索したところ、A 署で保管する 2 件の警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件警察安全相談○（327-1）」及び「本件警察安全相談○（327-2）」という。）が、令和 6 年 10 月 30 日における審査請求人への対応状況が記載された文書であると判明した。

本件警察安全相談○（327-1）は、審査請求人が、令和 6 年 10 月 30 日午前 9 時 30 分から、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 令和 6 年 10 月 29 日、A 署の警察官に庶務担当者会議の出席者と開催日数を質問したが、答えてくれなかった。
- ・ 答えても良い質問に答えないのは、不適切な対応であり、苦情を申し立てる。
- ・ A 署の庶務規程に定められている内容で、開示できる内容であるので、答えるべきである。
- ・ 今回の苦情申出について、令和 6 年 11 月 14 日までに文書での回答を求める。

旨の苦情の申立てをしたことが記載されたもので、審査請求人が A 署警務課の警察官に対して質問した内容は、情報公開で開示請求をすれば開示できる内容の質問であるから、A 署員は答えるべきであり、その場で答えるてもよい質問に答えないことは、不適切な対応である旨の申出内容である。そして、本件警察安全相談〇（327-1）は、A 署長による決裁の過程において、この申出に対する回答については不要であると判断され、A 署長から「本部主管課と連携し対応すること。」との指揮を受け、解決として、その取扱いを完結している。

また、本件警察安全相談〇（327-2）については、審査請求人が、令和 6 年 10 月 30 日、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 A〇）を保有個人情報として開示を受け内容を確認したが、誤りがある。

旨の意見、要望を申し立てた内容が記載されているものである。

そして、本件警察安全相談〇（327-2）は、A 署長による決裁の過程において、この申出に対する回答についても不要であると判断され、A 署長から「警務課内で情報共有すること。」との指揮を受け、解決として、その取扱いを完結している。

よって、これらの苦情、意見、要望に対する回答書は作成されず、本件開示請求（327）における③の請求内容の対象となる保有個人情報は存在しなかった。

c 本件処分（327）

処分庁は、本件開示請求（327）の③の請求内容の対象となる保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、本件処分（327）をした。

なお、本件開示請求（327）の①と②の請求内容に対しては、別に決定をしている。

(1) 本件処分（327）の理由

本件開示請求（327）の③の請求内容に対する保有個人情報については、前記(ア)b のとおり、作成されておらず、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（327）は、対象となる保有個人情報が不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝え、回答書を作成し回答するよ

う伝えたので、回答書は存在する。」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、回答書は作成されておらず、本件開示請求（327）の③の請求内容の対象となる保有個人情報は存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

（14）諮問第 328 号

ア 本件処分（328）の内容及び理由

（ア）事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 11 月 21 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は、令和 6 年 11 月 18 日、A 署住民サービス係長に対し、苦情・意見・要望を伝えました。

① 私が伝えた内容

② ①に対する決裁書

③ 回答書

（請求日現在 A 署で管理するもの）」

と記載されていた（以下「本件開示請求（328）」という。）。

b 本件開示請求（328）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（328）の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（以下「取扱票（328）」という。）が、令和 6 年 11 月 18 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

取扱票（328）には、審査請求人が、令和 6 年 11 月 18 日、15 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 過去において不適切と認めたことを、なぜ今となって認めないのか

という旨の苦情、意見、要望を申し立てた内容（以下「本件申出内容（328）」という。）が記載されていた。

そして、取扱票（328）の決裁過程において、所属長である A 署長は、本件申出内容（328）に対する回答については「過去に終結済の案件については不必要的回答をしない。」として回答については不要であると判断し、解決として、その取扱いを完結している。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記③の請求にかかる保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（328）

処分庁は、本件開示請求（328）における③の請求内容の対象とな

る保有個人情報は保有しておらず、存在していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(1) 本件処分（328）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア)bのとおり、作成されていないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（328）は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝え、回答するよう伝えたのに、回答書が不存在なのは不合理である。」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、「過去に終結済の案件については不必要的回答をしない。」との A 署長の指揮のもと、回答書は作成しないことで解決し、その取扱いを完結している。

よって A 署においては、回答書は作成されておらず、③の請求の対象となる保有個人情報は存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

4 質問案件の併合について

質問第 298 号、第 302 号、第 303 号、第 308 号、第 309 号、第 310 号、第 315 号、第 318 号、第 319 号、第 320 号、第 325 号、第 326 号、第 327 号及び第 328 号はいずれも同じ処分庁による不開示決定であり、審査請求人は、これらの決定に対して同趣旨の審査請求を提起していることから、当審議会は効率的な審議を行うため、これら 14 件の質問を併合して審議を行い、答申をすることとした。

5 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に提出した質問書等あるいは伝えた苦情・意見・要望等（以下「要望等」という。）に対する回答書等であって、別記に掲げる保有個人情報である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 質問第 298 号、第 302 号、第 303 号、第 310 号、第 318 号、第 319 号、第 320 号、第 325 号、第 326 号、第 327 号及び第 328 号について

処分庁によれば、審査請求人からの要望等に対し、諮問第 298 号については、審査請求人には、既に回答が示されていることから、回答は不要との判断がなされ、解決したものとしてその取扱いを完結しているため、回答書を作成していないとのことである。

諮問第 302 号については、関係課に情報提供し、A 署に引き継ぐ措置をとった上で、住民サービス課においては解決したものとされていたことから、回答書は作成せず、情報提供された関係課及び引継ぎを受けた A 署においても、回答書を作成していないとのことである。

諮問第 303 号については、文書による回答は不要と判断されたが、電話にて回答を行うこととし、「申出者に電話にて質問書に対し回答を行うこと。」との所属長の指揮を受けたため、回答書を作成していないとのことである。

諮問第 310 号については、口頭で回答した状況及び文書での回答は行わないこととする旨が、所属長である住民サービス課長まで報告の上、解決済みとされているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 318 号については、審査請求人の申立てについては要望として把握し、要望に対応するかは約束しない旨回答し、所属長まで報告され、解決とされているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 319 号については、苦情の申立てについて詳細な聴取が終わっていないのに、審査請求人が立ち去った旨、所属長まで報告され、解決とされているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 320 号については、審査請求人に対して、回答をしないこと、意見として記録化することを伝えた旨、所属長まで報告され、解決とされているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 325 号については、諮問第 325 号に係る審査請求人からの苦情、意見、要望は、過去にも取扱いがあり既に対応済みであったことから、所属長は、回答については不要であると判断し、解決としてその取扱いを完結しているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 326 号については、所属長は、回答については不要であるが、今後審査請求人に対応する際の参考とすることとして解決とした上で、その取扱いを完結しているため、回答書は作成されていないことである。

諮問第 327 号については、決裁の過程において、この申出に対する回答については不要であると判断され、解決として、その取扱いを完結しているため、回答書は作成されていないとのことである。

諮問第 328 号については、所属長は、回答については不要であると判断し、解決として、その取扱いを完結しているため、回答書は作成されていないことである。

当審議会において、処分庁から提出された要望等に対する対応方針が記載された警察安全相談等・苦情取扱票の内容を確認したところ、審査請求人への対応として、要望等に文書で回答する旨の記載は認められなかった。

これらのことからすれば、諮問第 298 号、第 302 号、第 303 号、第 310 号、第 318 号、第 319 号、第 320 号、第 325 号、第 326 号、第 327 号及び第 328 号に係る請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 諒問第 308 号及び第 309 号について

処分庁によれば、審査請求人からの要望等を受け作成された取扱票には、審査請求人から、要望等を申し立て、それに対する回答を求める内容が記載されていたが、回答書については、開示請求日の時点において存在していないとのことである。

当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、審査請求人からの要望等を受け作成された取扱票は、開示請求日時点で決裁中であったことであり、また、当審議会において、処分庁から提出された同取扱票の内容を確認したところ、同取扱票は回議中であることが認められ、また、審査請求人への対応として、要望等に文書で回答する旨の記載も認められなかった。

これらのことからすれば、諮問第 308 号及び第 309 号に係る請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 諒問第 315 号について

処分庁によれば、諮問第 315 号に係る請求内容①に該当するとして特定した、A 署で保管する審査請求人との発着信通話の音声データの通話内容については、文書を作成、取得することはなかったことを確認したため、諮問第 315 号に係る請求内容②及び③の保有個人情報は存在しないとのことである。

また、当該通話内容は、審査請求人が過去の苦情申立てに関して発言をしているものであり、これに対し、A 署の警察官が回答済みであり、回答はしない旨発言しているものであるとのことである。

当審議会が事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、警察職員は、警察安全相談等を受理したときは、警察安全相談等・苦情取扱票を作成するものとするとされているが、電話又は面談において対応した場合でも、その内容によっては、必ずしも警察安全相談等・苦情取扱票が作成されるものではないとのことである。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、諮問第 315 号に係る請求対象保有個人情報を探索したが、存在しなかったとする処分庁の

説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

諮問第 298 号

私は令和 6 年 6 月 4 日、A 市内路上において、A 署地域課職員と面談し、苦情を申し立てた。

- ③ 苦情に対しどのように対応し処理し、私に伝えたのかわかる文書（請求日現在、A 署で保管のもの）

諮問第 302 号

私は令和 6 年 7 月 13 日、愛知県警察本部長あてに再質問書を提出しました。

- ③ 回答書

諮問第 303 号

私は令和 6 年 6 月 10 日に、愛知県警察本部交通規制課あてに質問書を郵送した。そこで

- ③ 回答書（請求日現在、県警本部交通規制課で保管するもの）

諮問第 308 号

私は令和 6 年 8 月 2 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

- ③ ①に対する回答書（請求日現在、A 署で保管のもの）

諮問第 309 号

私は令和 6 年 8 月 7 日 A 署において、住民サービス係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

- ③ ①に対する回答書（請求日現在、A 署で保管のもの）

諮問第 310 号

私は令和 6 年 7 月 2 日、愛知県警察本部住民サービス課長あてに質問書を提出しました。そこで

- ② 回答書

諮問第 315 号

私は令和 6 年 8 月 21 日警務係長に対し苦情・意見・要望を伝えた。

- ② ①に対する決裁書

- ③ ①に対する回答書（請求日現在、A 署で保管のもの）

諮問第 318 号

私は令和 6 年 8 月 26 日住民サービス係長に対し苦情・意見・要望を伝えた。

- ③ 回答書（請求日現在、A 署で保管のもの）

諮問第 319 号

私は令和 6 年 9 月 4 日警務課長に対し苦情・意見・要望を伝えた。

③ 回答書 (請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 320 号

私は令和 6 年 9 月 4 日警務係長に対し苦情・意見・要望を伝えた

③ 回答書 (請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 325 号

私は令和 6 年 9 月 20 日住民サービス係長に対し苦情・意見・要望を伝えた。

警察安全相談等・苦情取扱票

③ 回答書 (請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 326 号

私は令和 6 年 10 月 28 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

③ ①に対する回答書 (請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 327 号

私は令和 6 年 10 月 30 日 A 署において、警務係長に対し、苦情・意見・要望を伝えた。

③ ①に対する回答書 (請求日現在、A 署で保管のもの)

諮問第 328 号

私は令和 6 年 11 月 18 日 A 署住民サービス係長に対し苦情・意見・要望を伝えました。

③ 回答書 (請求日現在 A 署で管理するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 9. 20	諮詢第 298 号 諒問（弁明書の写しを添付）
6. 10. 2	諮詢第 302 号 諒問（弁明書の写しを添付）
6. 10. 9	諮詢第 303 号 諒問（弁明書の写しを添付）
6. 11. 28	諮詢第 308 号、第 309 号及び第 310 号 諒問（弁明書の写しを添付）
6. 12. 13	諮詢第 315 号、第 318 号、第 319 号及び第 320 号 諒問（弁明書の写しを添付）
7. 1. 21	諮詢第 325 号及び第 326 号 諒問（弁明書の写しを添付）
7. 3. 3	諮詢第 327 号及び第 328 号 諒問（弁明書の写しを添付）
7. 9. 18 (第 253 回審議会)	審議
7. 10. 6 (第 254 回審議会)	審議
7. 11. 10 (第 255 回審議会)	審議
7. 12. 23	答申